

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月25日
【会社名】	株式会社アクセスグループ・ホールディングス
【英訳名】	ACCESS GROUP HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 勇也
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山一丁目1番1号
【電話番号】	03-5413-3001（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 保谷 尚寛
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山一丁目1番1号
【電話番号】	03-5413-3001（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 保谷 尚寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2020年12月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年12月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役（社外取締役を除く。）及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

役員報酬制度見直しの一環として、金銭報酬枠とは別枠で当社取締役（社外取締役を除く。）及び監査役に対し譲渡制限付株式を付与するためのものであり、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬を金銭債権として、その総額を年額11百万円以内とし、監査役については年額2百万円以内とすること、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、対象取締役については年12,000株以内、監査役については年2,000株以内と定めるものであります。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、対象取締役は、取締役会において決定し、各監査役は、監査役の協議において決定するものであります。

第2号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、第1号議案が承認可決することを条件に、在任中の取締役6名および監査役1名に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

なお、贈呈の時期、具体的金額、方法などについては、取締役は取締役会による取締役に対する一任決議に基づき代表取締役が、監査役については監査役会の協議において決定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役（社内取締役を除く。）及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	8,630	112	—	(注)	可決 96.47
第2号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	8,637	107	—	(注)	可決 96.55

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。